

議案第 6 号

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第14条の規定により支給された報酬（第9条に規定する初任給調整に係る報酬、第10条に規定する時間外勤務に係る報酬、第11条に規定する休日勤務に係る報酬、第12条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第13条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、必要な事項を定めること。
（第2条、第17条及び第17条の2関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。